

広島高速道路（広島高速三号線）の料金及び料金の徴収期間について、次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十年四月十四日

広島高速道路公社理事長 田原克尚

一 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
広島高速三号線 （広島市道広島南道路）	広島市南区仁保沖町地先から同区宇品海岸二丁目まで

二 料金の額

前記一の料金徴収区間における各出入口相互間の自動車の種類ごとの通行一回当たりの料金の額（単位円）は、次のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大型車	軽自動車等
料金の額	二〇〇	三五〇	五五〇	一五〇

注 前記における車種区分ごとの自動車の種類は、別表のとおりとする。

三 割引をする自動車及び割引率

1 ETC期間限定普及促進割引については、次のとおりとする。

（イ）割引をする自動車

ETC車（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年八月二日建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第一条に規定する有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード（同令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたETCシステム利用規程（平成十七年十月一日）第二条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）

（ロ）割引率

① 時間帯に応じた割引

三1（イ）の自動車については、次表の割引率を適用する。

割引額に十円未満の端数が生じる場合は、これを四捨五入とする。

ただし、割引額が十円未満の場合は、割引額を十円とする。

区分		時間帯		割引率
月曜日～金曜日 (祝日を除く。)		午前九時以後	午後五時前	五%
		午後八時以後	翌日午前六時前	五%
土曜日 (祝日を除く。)		午前九時以後	午後五時前	五%
		午後八時以後	翌日午前六時前	五%
日曜日・祝日		午前九時以後	午後五時前	五%
		午後八時以後	翌日午前六時前	五%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に定める休日及び広島高速道路公社理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日とする。

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

2 ETC時間帯割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

ETC車

(ロ) 割引率

① 時間帯に応じた割引

三二(イ)の自動車については、次表の割引率を適用する。
割引額に十円未満の端数が生じる場合は、これを四捨五入とする。
ただし、割引額が十円未満の場合は、割引額を十円とする。

区分	時間帯		割引率
月曜日～金曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後	午前九時前	一〇%
	午後五時以後	午後八時前	一〇%
土曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後	午前九時前	一〇%
	午後五時以後	午後八時前	一〇%
日曜日・祝日	午前六時以後	午前九時前	一〇%
	午後五時以後	午後八時前	一〇%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

3 広島高速コーポレートカード割引(以下「コーポレートカード割引」という。)

については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

E T C車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」という。）第二条第一号に定めるE T Cシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたE T Cカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

① 料金の額に応じた割引

一枚のE T CカードごとにE T Cシステムを使用して無線通行により徴収する料金の額の一ヶ月の合計額（ただし、一円未満切り捨てとする。）に応じて、次表のとおり適用する。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

月間利用額区分	割引率
五千円以下の部分	〇%
五千円を超え一万円以下の部分	四%
一万円を超え二万円以下の部分	七%
二万円を超え三万円以下の部分	一二%
三万円を超えた部分	一八%

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

4 E T C路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、E T Cカード及び車載器（E T Cシステム利用規程第二条第一号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員三十人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものではないと認定したものをいう。以下同じ。）でE T Cシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、三十パーセントとする。

ただし、割引された額に十円未満の端数が生じる場合は、これを十円単位に切り上げる。

5 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の連続性がなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行うとする場合は、公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカードと車載器とともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は五十パーセント以下とする。

ただし、割引された額に十円未満の端数が生じる場合は、これを十円単位に切り上げる。

6 ETC前納割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイク・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限り。）を使用して通行料金の納付を行うとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
一〇、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	約五%
五〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	約一四%

7 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

広島高速三号線を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験毎に前記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

8 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車は、ETC前納割引に限り、割引を重複して適用できるものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。

(ロ) ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

(ハ) ETC期間限定普及促進割引、ETC時間帯割引、コーポレートカード割引及びETC前納割引の相互間の重複適用関係については、次のとおりとする。

① 重複適用の有無

時間帯	普及促進	時間帯
○		

○・・・適用あり
×・・・適用なし

前納	○	○	×	前納
コーポレート	○	○	コーポレート	

注 「普及促進」は「E T C期間限定普及促進割引」、「時間帯」は「E T C時間帯割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「E T C前納割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
一	E T C期間限定普及促進割引又はE T C時間帯割引
二	コーポレートカード割引、E T C前納割引

四 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収期間が供用された日（平成十二年三月）から三十九年十一月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成十二年二月）から三十九年十一月。）とする。

五 実施期日

- この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、平成二十年四月十五日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。
- この申請事項中三Iについては、平成二十年四月十五日から理事長が別に定める日まで実施する。
- 平成十二年二月十日付け自企有第四号、建設省広道有発第八号において認可を受けた次の回数通行券については、平成二十一年四月一日から発行を停止することとし、それまでの間は従前のおりとする。

(イ) 料金を徴収する全自動車 (ロ) の自動車を除く。() について、次の割引率の回数通行券を発行する。

回数通行券の種類	価 格	割 引 率
九 回 券 普通車 大型車 特大型車 軽自動車等	一、六〇〇円 二、八〇〇円 四、四〇〇円 一、二〇〇円	約一％
二十四回券 普通車 大型車 特大型車 軽自動車等	四、〇〇〇円 七、〇〇〇円 一、一〇〇円 三、〇〇〇円	約一七％

百回券	普通車 大型車 特大車 軽自動車等	一六、〇〇〇円 二八、〇〇〇円 四四、〇〇〇円 一一、〇〇〇円	二〇%
-----	----------------------------	--	-----

(ロ) 理事長が大量の通勤者及び通学者の通行に資すると認められた路線バス(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、次の割引率の回数通行券を発行する。

回数通行券の種類	価格	割引率
百回券	大型車 二四、五〇〇円	三〇%

別表

自動車等の種類

軽自動車等		特 大 車			大 型 車			普 通 車			車種 区分	摘 要																											
ヨ 小型特殊自動車	カ 小型二輪自動車	ワ 軽自動車	ヲ 連結車両 (その他)	ル 乗合型自動車 (その他)	ヌ 大型特殊自動車	リ 普通貨物自動車 (四車軸以上のもの)	チ けん引自動車が普通車又は大型車(二車軸である連結車両)	ト 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので三車軸以下のもの及び車両総重量二五トン以下のもので四車軸のもの)	ホ けん引自動車が普通車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)又は軽自動車等である連結車両	ニ 乗合型自動車 (乗車定員一人以上一九人以下のもので車両総重量八トン未満のもの)	ハ 普通貨物自動車 (車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満のもので三車軸以下のもの)	ロ 普通乗用自動車	イ 小型自動車 (小型二輪自動車を除く。)	道路運送車両法(昭和二十六年法律第一八五号、以下「法」という。)第三条に規定する小型自動車(カに該当するものを除く。)をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が一〇人以下のものをいう。																								
法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。		法第三条に規定する軽自動車をいう。		けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)をいう。			イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が二以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が二のものとの被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両をいう。			普通貨物自動車で車軸数の合計が四以上のもの(ヘ又はヲに該当するものを除く。)をいう。			法第三条に規定する大型特殊自動車で、ポールトレーラ以外のものをいう。			乗合型自動車で、乗車定員が三〇人以上のもの又は車両総重量八トン以上のもの(トに該当するものを除く。)をいう。			けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)をいう。			法第三条に規定する軽自動車をいう。			法第三条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。			法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。											
							イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が二以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が四のもの(ヲに該当するものを除く。)並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(三車軸)をいう。			普通貨物自動車のうち、車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので、車軸数の合計が三以下のもの(ハ又はチに該当するものを除く。)及び車両総重量が車両の通行の許可の手續き等を定める省令(昭和三十六年建設省令第一八号 第一条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和三十六年政令第二六五号) 第三条第一項第一号から第五号まで(第二号イを除く。))に定める限度以下で車軸数の合計が四のもの(ヲに該当するものを除く。)並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(三車軸)をいう。			乗合型自動車で乗車定員が三〇人以上のもの又は車両総重量八トン以上のもののうち、道路運送法(昭和二十六年法律第一八三号) 第四条の規定による許可を受けて、同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営営するものが当該許可に係る路線を定期に運行するもの及び同法第三条第一号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営営するものが同法第四条の二第一項第二号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量八トン以上のものうち、乗車定員が二人以下のもので車両の長さが九メートル未満のものをいう。			普通貨物自動車で、専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満のもので、車軸数合計が三以下のもの(ホ又はチに該当するものを除く。)又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)を連結していないセミトレーラ用トラクタ(二車軸)をいう。			法第三条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの(以下「普通乗用自動車」とい)をいう。			法第三条に規定する普通自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員一〇人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が一九人以下のもので、車両総重量八トン未満のものをいう。			イ又はロに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)と、被けん引自動車で車軸数が一のものとの連結車両及びワ、カ又はヨに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両をいう。			法第三条に規定する小型自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員一〇人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が一九人以下のもので、車両総重量八トン未満のものをいう。			法第三条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満のもので、車軸数合計が三以下のもの(ホ又はチに該当するものを除く。)又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)を連結していないセミトレーラ用トラクタ(二車軸)をいう。			法第三条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの(以下「普通乗用自動車」とい)をいう。			道路運送車両法(昭和二十六年法律第一八五号、以下「法」という。)第三条に規定する小型自動車(カに該当するものを除く。)をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が一〇人以下のものをいう。		